



令和 8 年度 古河市育児休業代替任期付職員 採用試験案内

《申込受付期間》 令和 8 年 10 月 5 日（月）から令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 3 時まで

育児休業代替任期付職員とは

- 育児休業を取得する職員の代替として、任期を定めて勤務する職員です。
- 勤務条件は、任期が定められていること、育児休業等の取得ができないこと以外は、原則として任期の定めのない常勤職員と同様です。
- 試験に合格すると「採用候補者名簿」に登載され、職員の育児休業等の状況に応じて採用されます。（必ず採用されるとは限りません）
- 任期は職員の育児休業期間に応じた期間（1 年～3 年程度）となります。

1 試験職種・募集人数・受験資格・職務内容

試験職種	募集人数	受験資格	職務内容
事務	5 人程度	学校教育法による高等学校卒業以上の学力を有する人	一般行政事務

※本市が実施する古河市職員（任期の定めのない職員）採用試験及び会計年度任用職員採用選考との併願は可能です。

（注）次の項目に該当する人は受験できません。

- ①日本国籍を有しない人
- ②拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③古河市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ④日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

2 試験日・会場など

試験日程

試験	実施日時	会場	合格発表
事務職適性検査 （Web 方式）	11 月 4 日（水） ～11 月 10 日（火）	—	11 月下旬
面接試験	11 月 18 日（水）	TSURUTA ふくろうの森プラザ（予定）	

合格者の発表について

市ホームページに合格者の受験番号を掲載し、合格者へはメッセージを送信します。

3 受験申込の手続

手順	申込方法	確認事項
①	官公庁・自治体求人サイト 「パブリックコネクト」へアクセスし会員登録 https://public-connect.jp/employer/12592	下記ドメインの受信許可設定をしてください。 @public-connect.jp 二次元コードからもアクセスできます。 
②	マイページより登録情報を編集	顔写真は必須で、申込前6か月以内に撮影した上半身・脱帽・正面向きのものをアップロードしてください。
③	職員募集よりエントリー	エントリーフォームに必要事項を入力してください。

◆受験票はパブリックコネクト内のマイページから確認できます。面接試験時に受験票を確認しますので、スマートフォンの画面で表示するか印刷して、提示できる状態にしておいてください。

◆インターネットからの申込が難しい場合は、職員課までご相談ください。

◆身体の障がい等があるため、受験の際に何らかの配慮を希望する場合は、エントリー時にご相談ください。

◆やむを得ず受験を辞退する場合は、古河市役所職員課までご連絡をお願いいたします。

4 合格から登録・採用まで

名簿の登載

試験の合格者は、試験結果に基づいて成績順に採用候補者名簿に登載されます。

名簿の登載期間は令和11年3月31日までです。

職員の育児休業の状況に応じて採用されます。

名簿に登載された場合でも採用されない場合があります。

採用の意向確認

採用の必要が生じた場合、名簿の登載順に採用候補者へ採用の意向確認を行います。

採用の決定

採用の応諾後、各種書類提出などの手続きを依頼します。

育児休業代替任期付職員としての勤務以前の期間に、産前産後休暇期間に対する代替職員（任期付職員）として勤務を依頼する場合があります。この場合、勤務条件については原則として育児休業代替任期付職員と同様となります。

5 任期・給与・勤務時間・休暇など

任期

任期はおおむね1年以上3年未満で、職員の育児休業期間に応じて採用時に決定します。
なお、職員の育児休業期間に変更があった場合、任期を変更する場合があります。

給与

採用時の給与（月額）は以下のとおりです。（令和8年4月現在。地域手当6%含む）
なお、給与（月額）は、学歴や職歴等に応じて、下表の範囲内で決定されます。

職種	給与額
事務職	212,300円 ～ 245,900円

賞与

給料等の1か月分をベースに、年間4.65か月分（予定）の期末・勤勉手当が支給されます。
（採用される月によって支給額が異なります。）

諸手当

通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、扶養手当等が支給要件に応じて支給されます。

勤務時間

原則として8時30分から17時15分まで（休憩1時間）
※部署により勤務時間が異なる場合があります。

休暇等

休日：日曜日、土曜日、祝日、年末年始 ※部署により休日勤務場合があります。

休暇など：年次休暇は採用時期に応じ1年度につき最大20日付与されます。

このほか、夏季休暇、結婚休暇、産前産後休暇、出生サポート休暇などの特別休暇、
病気療養のための療養休暇などがあります。

ただし育児休業、育児部分休業は取得できません。

6 その他

育児休業代替任期付職員への採用は、古河市職員（任期の定めのない職員）の採用とは無関係であり、古河市職員（任期の定めのない職員）への採用の際に優先されるものではありません。

7 問い合わせ

古河市役所 総務部 職員課

〒306-0291 茨城県古河市下大野2248

TEL 0280-92-3111（代表）

【受付時間】 平日：午前8時30分から午後5時まで